

A-I技術の活用をめぐる労使の対応

独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員 岩月 真也

—OECD8カ国の事例調査より—

A-I技術が職場に与える影響

委員会による協議を開催したが、そこで重要な決定が下された。協議はその一度のみであつた。

ドイツエネルギー供給会社の事例では、事業所委員会がA-I技術導入の承認権を有し、監視機能を確認して、必要に応じて制限してある。同社のA-I技術は、顧客が契約を解除する可能性を販売担当者に通知するというものである。導入の際、事業所委員会の代表者と企業側が協議し、この技術が従業員を監視することをきたしている。例えば、ドイツの事業所委員会の代表者はA-I技術を活用する保全従業員も含まれ、活用現場の声が開発に反映された。導入後も同様の体制で月例会議を開催

する協議の中で、従業員側の発言に制約が生じ、使用者側の説明を「信頼」するしかなく、労働協約の更新に支障性を探つてみたい。

■集団的な労使協議 A-I技術をめぐる集団的な労使協議では、この技術が従業員を監視することが困難であった。同時に、A-I技術

の導入過程で何が起きたことかを理解しているのかを理解するものができないこと

た。この技術に対する不信心があるからである。ただし、このコミュニケーションだけでは、A-I技術の実態を認識できる者が活用する職場に限ら

れて、他国の研究者はそれを点に留意が必要である。

このコミュニケーションが促進されると、従業員が抱える雇用不安やA-I技術の活用に対する不信感が緩和されている。

二つ目の課題はA-I技術を活用する従業員の声が開発に貢献している。例えば、ライントラブ

ルの対応方法を提示する

概要

これまでの連載では、OECD各國の職場において、A-I技術が従業員にどのような影響を及ぼしてきたのかを紹介してきた。様々なトピックを扱ったことは、A-I技術の活用をめぐり、企業組織がどのように対応を選択するかによって、従業員への影響の表れ方が異なっているという見方である。本連載の最後は、A-I技術の活用をめぐって、各々企業の労使がどのようにに対応しているかを紹介する。今後の日本における労使の対応の方針を考える素材になりましたが幸甚である。

A-I技術の活用をめぐる労使の対応が異なるといふことは、A-I技術の活用をめぐって、各々企業の労使がどのようにに対応しているかを紹介する。今後の日本における労使の対応の方針を考える素材になりましたが幸甚である。

国との差異が確認できる。なお、事業所委員会とは、ドイツ以下では両パターンの事例を紹介しながら、労使の対応のあり方とA-I技術との関連性を探つてみたい。

■集団的な労使協議 A-I技術をめぐる集団的な労使協議では、この技術が従業員を監視する可能性を販売担当者に通知するというものである。導入の際、事業所委員会の代表者と企業側が協議し、この技術が従業員を監視することをきたしている。同時に、A-I技術

の導入過程で何が起きたことかを理解するものができないこと

た。この技術に対する不信心があるからである。ただし、このコミュニケーションだけでは、A-I技術の実態を認識できる者が活用する職場に限ら

れて、他国の研究者はそれを点に留意が必要である。

このコミュニケーションが促進されると、従業員が抱える雇用不安やA-I技術の活用に対する不信感が緩和されている。

二つ目の課題はA-I技術を活用する従業員の声が開発に貢献している。例えば、ライントラブルの対応方法を提示する

ルの対応方法を提示する

二つ目の課題はA-I技術を活用する従業員の声が開発に貢献している。例えば、ライントラブルの対応方法を提示する

首長の監視機関として議会が存在する。では議会を監視するのは誰なのか。4年に1度の選挙で個々の議員は住民に評価されるが、総体としての議会を法的に監視・評価する機関は見当たらない。ならば議会自らが評価することで、改革を継続していく。そのツールとして開発されたのが日本生産性本部の「地方議会成熟度評価モデル」だ。

シン「地方議会／地方議員」

【自らが評価】

（最終回）
日本生産性本部上席研究員 千葉茂明



「地方議会成熟度評価モデル」で改革継続

「一方、「議会プロフィール」は、
価値前提・バックキャスティング
(未来を起点に解決策を探す思考
法)の発想に立ち、将来の「理想
的な姿」から逆算することで、こ
れから取り組むべき改革課題を明
確化するためのワークシートだ。
同じ事実でも人によってどうえら
ぶかで、その結果が大きく異なる

■【認識】【方法】【結果】に着目する考え方全体で共有できているか)、「方法」(仕組みや制度の形で継続性を持った取り組みとなっているか)、「結果」(取り組みの成果といえるものが明らかになっているか)——という三つの要素に着目し、「マネジメント(組織運営)の目線から議会運営の状態を確認。成果を生む「プロセス」に着目し、各項目ごとに成熟度を合議で評定、最終的に全体の総合評定を算出する。

装化（自己評価）に試行的に取り組み、2023年4月28日、「議会評価における外部評価ヒアリング」を実施。同年6月には、「会津若松市議会における議会評価の導入について」と題する調査報告書をまとめた。さらに改選をはさんで同年10月、各常任委員会等から1人ずつ選出するかたちで「議会評価特別委員会」を設置。政策サイクルを意識した評価制度の検討を進めている。

全議員で実装化に取り組んだのが坂田市議会（長野県）だ。20

■市議会の宣言】市議会行動計画】を発表
飯田市議会同様、全議員で取組んだのがいなべ市議会(三重県)だ。同市議会では2022年11月議会検証評価特別委員会を設置し、同年12月に第1回会合を開催以後、2023年11月までに特委員会の全体会8回、リーダー会議13回、グループワーク4回、市民との意見交換会も開いて議論重ねた。
2023年11月5日には、いわゆる「市民」議会のフォーラム

ウトカム)は不明瞭だった。また、評価結果が低いと議員のモチベーションダウンも懸念される。評価モデルでは、議員同士の対話の中での気づきを重視。住民福祉の向上に 対する住民からの評価向上による議員のモチベーションアップもめざしている。

■ 地方議会は必置機関

これまで連載では民間企業との関係やカネと規模、法ど 実態、なり手不足など、ここ20年余りの地方議会、地方議員

未来につながる 365 日へ

NMB ビジネスダイアリー 2025 のご案内



PE 制 金 116 さ き

- ・表紙4色・日記欄(共通)2色刷・便利情報&メモページ1色刷
 - 使いやすいB5サイズのダイアリー。
 - 貴社・貴団体の表紙名入れが可能。
ノベルティにも最適です。
 - さらにオリジナル表紙やオリジナルページも可能。
貴社・貴団体の事業内容をしっかりとアピールできます。

1年後ビジネスシーンを
振り返ることも大切です……

単価 **484** 円 税込
500部以上) **462** 円(税込)
1,000部以上) **440** 円(税込)
入り料: 16,500円(税込)

【お申し込み先】 ☎ 106-0041 東京都港区麻布台 3-1-5 日ノ樹ビル 5F
株式会社日本マネージメント・リサーチ TEL : 03-3585-4427 FAX : 03-3585-4395
mail : nmr@sephia.ocn.ne.jp HP : <http://www.mnr.biz/>

企業・団体名の
名入れが可能です

全労生 新議長に神保政史氏



全労生は、2024年度第2回中央委員会(書面開催)において、役員体制案を審議した。議案審議の結果、10月31日付にて、これまで副議長を務めていた神保政史氏(元写真。電機連合・会長、日本生産性本部・理事)が新たに議長に選任された。また、渡邊健志氏(UAゼンセン・副会長)が新たに副議長に選任された。



全労生は、2024年度ユニオン・カレッジを10月15日、都内会講あいさつ

全労生 ユニオン・カレッジ開講

「労組活動の視座を広げて」

以来、生産性運動三原則の実現を目指して、啓発活動や人材育成を行っている。

その中で、将来の人材を育てる目的を定めた。

金子晃浩副議長が開講あいさつ



全労生は、1959年前身組織発足している。

議長の金子晃浩氏(元写真。自動車総連・会長)が開講あいさつし、「全労生は、日本全体がちぢみがちになっている中、目指す社会像をいかに描くのか。労働組合はどう対応すべきかなど労働運動の糧になる内容を提供している。受

第1講では、全労生前議長の野中孝泰氏(元電機連合・委員長)が、「生産性運動の推進と労働組合の役割」と題して講演した。野中氏は「急

に過ぎず、検察官の判断を修正する権能を持った、いわゆる一つの訴訟の扱いであった。この「検察審査会」は、本制度施行後10年で10件程度の案件がない」と述べた。

訴訟で中心的な役割を

果たしており、検査の

眼目の一つが、国民

法から日本国憲法に切

定を行う。

たゞ、いわゆる一つの

訴訟に及ぶことになる

ことでも当時は想定外の

訴訟から起訴に切り替

えられた。

この制度変更の結

果、本制度施行後10年

で10件程度の案件が不

断を修正する権能を持

ることであった。

この制度への直接参

加・関与制度であった

が、この「検察審査会」

のプロの裁判官と共に

訴訟の吟味・量刑の決

定を行った。

日本の司法制度は欧

米諸国に比べ、司法・

訴訟の制度に法曹資格

可視化のレベルも高

い。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

參審制が民事・刑事の

く残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や

ある意識の影響が強

い。残っているという指

示す。

当事者として関与する

制度は少なく、特に訴

訟における証拠調べや

量刑決定の判断に直接

当事者である素人裁判

官や各種審判員、司法

サービス等に従事する

日本の官僚制の強い

公務員の領分確保意

識、そして司法制度と

ものは少なく、国民の

司法参加のレベルは低

い。

欧米では、陪審制や
ある意識の影響が強
い。残っているとい
うことを語る。

この制度への直接参
加・関与制度であつた
が、この「検察審査会」
の諸議決は単なる「勧
告」的有効性を有する
ことであった。

この制度変更の結
果、本制度施行後10年
で10件程度の案件が不
断を修正する権能を持
った。

この制度への直接参
加・関与制度であつた
が、この「検察審査会」
の諸議決は単なる「勧
告」的有効性を有する
ことであった。

この制度